

議会第 1 2 号

新発田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び新発田市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

提出者 新発田市議会議会運営委員会
委員長 湯浅 佐太郎

新発田市議会議長 宮崎 光夫 様

新発田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新発田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年新発田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１３条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定及び第１３条第５項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。